

レベル2の都市・地域における活動制限内容の概要
(内務大臣指示 2021 年第 53 号のポイント)

1. 教育現場での教育および学習の実施は、教育・文化相、宗教相、保健相、内務相の共同法令に基づき、限定的な対面学習および/または遠隔学習を通じて行うことができる。対面学習を実施する場合、以下を除き、最大収容人数は50%に制限される。
 - ▶ 小学校から高校までの特別支援学校（SDLB、MILB、SMPLB、SMALB、MALB）は、最小距離1.5メートル、クラスあたり最大5人の生徒を維持することにより、最大62%から100%での活動が許可される。
 - ▶ 幼児教育は、最小距離1.5メートル、クラスあたり最大5人の生徒を維持することにより、最大33%での活動が許可される。

2. 業種に応じた出勤・稼働可能な人員や稼働可能な条件
 - (1) エッセンシャルセクターおよびクリティカルセクター以外の業種の職場・オフィスへの出勤は、ワクチン接種済みで政府指定アプリ（注）を利用する者のうち最大50%まで可能。
 - (2) エッセンシャルセクターは、以下の条件で出勤が可能。
 - ▶ 顧客への物理的なサービスを提供する金融機関、証券取引所、保険会社、質屋など：顧客へのサービス提供を行う現場は、最大75%まで出勤が可能。事業運営サポート業務は最大50%まで出勤が可能。
 - ▶ 資本市場、情報通信技術関連産業（携帯電話事業者、データセンター、インターネット事業者、郵便、メディア等）：最大75%まで出勤が可能。
 - ▶ 隔離業務を行わないホテル：
 - ・ 政府指定アプリを活用し、全ての従業員と訪問者をスクリーニングする必要がある。
 - ・ 最大収容人数の50%まで可能とし、緑と黄色のカテゴリの訪問者のみ受け付ける。
 - ・ フィットネスセンター／ジム施設、会議室、大容量の会議室／ボールルームは、最大収容人数の50%までの利用が可能。
 - ・ 会議室、大容量の会議室／ボールルームでの飲食物の提供は、ボックス形式のみとし、ビュッフェ形式での提供は認められない。
 - ・ 12歳未満の訪問者は、抗原検査もしくはPCR検査の陰性結果を提示しなければならない。
 - ▶ 輸出志向型および裾野産業（企業は過去12か月の輸出申告書のサンプル、または輸出計画を示すその他の文書を提示する必要がある。また工業省から産業活動運営移動許可（IOMKI）の取得が必要）：
 - ・ 生産・製造現場でのみ、シフトごとに最大75%のスタッフが稼働可能。
 - ・ 事業運営サポート業務では最大50%まで出勤が可能。
 - ・ 保健プロトコルの徹底が必要。

- ・ 政府指定アプリを従業員の入出時に活用する。
- ・ 従業員が一斉に食事をとることはできない

(3) クリティカルセクターは、以下の条件で出勤が可能。

➤ 保健、セキュリティ：

例外なく 100%が出勤可能。

➤ 災害対応、エネルギー、物流・運輸・郵便、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（電気通信および放送インフラを含む公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティー）：

生産・製造現場およびサービス提供現場でのみ、最大 100%まで出勤可能。事業運営サポート業務は、最大 50%が出勤可能。

➤ エネルギー、物流・運輸・郵便、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（電気通信および放送インフラを含む公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティー）：

政府指定アプリを活用し、生産施設に入るすべての従業員および訪問者をスクリーニングする必要がある。なお、使用するためのアクセスを取得する前に、工業省からの推奨を取得する必要がある。

3. 商業施設、飲食店などの営業時間・定員

- (1) 生活必需品を販売するスーパーマーケット、ハイパーマーケット、伝統市場、食料品店の営業時間は午後 9 時までで、訪問者数は 75%に制限。スーパーマーケットおよびハイパーマーケットは、政府指定アプリを使用する必要がある。薬局・ドラッグストアは 24 時間営業が可能。
- (2) 日用品以外の商品を販売する人民市場は、最大収容人数の 75%まで、かつ午後 5 時まで営業が可能。
- (3) 路上販売、理髪店、クリーニングサービス、生鮮食品市場、バティック店、小規模修理工場、車両洗浄サービスなどの小規模事業は、厳格な保健プロトコルを実施の上、午後 9 時まで営業が可能。技術的要件は、地方政府が定める。

4. 公共の場所での飲食活動の実施

- (1) 屋台、簡易食堂（Warteg）、露天商などは、午後 9 時まで、最大収容人数の 50%までが食事をすることができる。厳格な保健プロトコルを適用し、1 回の飲食時間は 60 分までとする。
- (2) レストラン・カフェのうち、屋内・店内に所在する、またはショッピングセンター／モール内や独立型で周囲に開けた場所に所在するものは、厳格な保健プロトコルを適用し、午後 9 時まで、最大収容人数の 50%まで、1 つのテーブルに 2 名まで、1 回の飲食時間は 60 分までという条件で食事をすることができる。政府指定アプリを使用してすべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
- (3) 夜から営業を開始するレストラン、カフェは、営業時間は夜 6 時から深夜 0 時まで、最大収容人数の 25%まで、1 つのテーブルに 2 名まで、最大食事時間は 60 分までという条件で店内飲

食が可能。政府指定アプリを利用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。

(4) 上記(1)～(3)の技術的要件は、地方政府が定める。

5. ショッピングセンター／ショッピングモールの営業にかかる要件

- (1) 商業省が定める保健プロトコル等を遵守することとし、営業時間は午後9時まで、最大収容人数の50%までとする。
- (2) 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングすることが必要。
- (3) 12歳未満の居住者は、両親の同伴があれば入場できる。以下地域を除き、ショッピングモール等への立ち入りが禁止されている。
- (4) 子供向け等の娯楽施設への入場には、両親が住所と電話番号を登録する必要がある。
- (5) 映画館／シネマは、以下の要件で営業可能。
 - ▶ 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
 - ▶ 最大収容人数の70%までが認められ、緑と黄色のカテゴリの訪問者のみが入場できる。
 - ▶ 12歳未満の訪問者は入場できない。
 - ▶ シネマエリア内のレストラン/レストランおよびカフェは、最大収容人数の50%および60分以内の食事をとることが許可される。
 - ▶ 観光・創造経済省と保健省によって規制されている保健プロトコルに従う。

6. 公共インフラ（建設現場およびプロジェクト現場）の建設活動の実施は100%の人員で行われ、非公共インフラの建設は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより最大30人まで許可される。

7. 礼拝所（モスク、礼拝室、協会、寺院および礼拝所として機能するその他の場所）は、宗教省の技術的要件および厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の75%または75人までの礼拝・宗教活動を行うことができる。

8. 公共施設（公園、公共の観光名所等）は以下の条件で、最大収容人数の25%まで認められる。

- (1) 保健省および関連省庁によって規制されている保健プロトコルに従う。
- (2) 政府指定のアプリケーションを使用してすべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
- (3) 12歳未満の子供は、両親の同伴を条件として観光名所に入ることができる。
- (4) 観光地への道路上での奇数・偶数ナンバー規制は金曜日の12時から日曜日の午後6時まで実施される。

9. 芸術、文化、スポーツ、社会活動（芸術、文化、スポーツ施設、および群衆を引き起こす可能性のある社会活動の場所）は、より厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の50%までで運営することができる。
10. フィットネスセンター／ジム施設は、より厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の50%までで運営することができる。政府指定アプリの使用が必要。
11. 公共交通機関（公共交通機関、大量輸送機関、タクシー、およびレンタル車両は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大容量の100%までの利用が可能。
12. 結婚披露宴の実施は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大収容人数の50%までで開催できる。その場での食事は提供できない。
13. 自家用車、バイク、長距離の公共交通機関（飛行機、バス、船、電車）を使用する国内旅行者は、次のことを行う必要がある。
- (1) ワクチン接種証明書・カードを提示する（少なくとも1回目のワクチン接種）。
 - (2) 飛行機に搭乗する場合は、出発前2日以内に検体採取したPCR検査の陰性証明書、飛行機以外の公共交通機関に乗車する場合は、出発1日以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する必要がある。
 - (3) 物流車両およびその他の物品の輸送の運転手は、以下が適用される。
 - 2回のワクチン接種を受けたドライバーは、1度の抗原検査の陰性証明が14日間有効だとみなされ、国内を移動することができる。
 - 1回のワクチン接種が済んでいるドライバーは、1度の抗原検査の陰性証明が7日間有効だとみなされ、国内を移動することができる。
 - ワクチン接種を受けていないドライバーの場合、国内を移動するごとに24時間以内の抗原検査の陰性証明書を携行する必要がある。

以上

(注) 政府指定アプリは、PeduliLindungi アプリケーションを指す。

(免責事項) 本資料は、インドネシア内務省指示の内容をジェトロ・ジャカルタ事務所がまとめたものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、内務省の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。